五	六	七	八	九
経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む。）を行おうとする者で、中小企業経営強化法に定める認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けている者	1　卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業及び不動産賃貸業（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十五条第一項各号に定めるいずれかの事業を営む者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等） 2　特定民間中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地経済活力向上事業計画の認定を受けた者 3　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）に基づき、経済産業大臣から特定研究開発等計画の認定を受けた者 4　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に規定するものづくり基盤技術を活用した新製品・新技術の開発及び当該開発の成果に係る販路開拓等に取り組む者 5　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画の認定を受けた連携体を構成する者	経済の構造的変化に適応するために海外展開を行う者又は海外展開事業の再編を行う者 2　海外における経済の構造的変化等に対応するために海外展開事業の再編を行う者	1　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号。以下「過疎法」という。）に定める過疎地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 2　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）に定める半島振興対策実施地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 3　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）に定める離島振興対策実施地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 4　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）に定める奄美群島において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 5　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）に定める小笠原諸島において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者	
認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じ、経営革新又は異分野の中小企業と連携して新事業分野の開拓等を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援すること。	中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに中小企業者のものづくり基盤技術の高度化の促進並びに下請中小企業の振興を図ること。	中小企業における情報技術の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報技術の活用の促進を図ること。	経済の構造的変化等に適応するために中小企業が行う海外の地域における事業の開始、海外展開事業の再編等を支援すること。	地域における中小企業者の企業立地等の促進、立地条件の改善、共同化、女性従業員及び若者従業員の活用促進等により、当該地域経済の活性化を図ること及び地域における産業振興を通じ、当該地域の雇用の促進等を図ること。

6　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）に定める振興山村において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 7　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）に定める特別豪雪地帯において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 8　過疎法に定める過疎地域を市町村数で百分の三十以上に含む広域市町村圏内の非過疎市町村又は過疎地域に隣接している非過疎市町村において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 9　農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）に基づく工業等導入地区において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 10　1から9まで以外の地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 11　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）に定める特定被災区域において、新たに雇用を行う者又は雇用調整助成金等に係る実施計画の届出が受理された者 12　集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）に基づく基本計画で定められた集積区域において、企業立地計画又は高度化計画の承認を受けた者 13　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた者 14　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に基づく一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局へ届け出ている者及び女性の職業生活における活躍に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八条に基づく一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局へ届け出ている者又は地方公共団体が推進する施策に基づき女性従業員の活用促進に取り組む者 15　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十五条に基づく認定を受けた者	「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」を適用する予定の者
中小企業が「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に従った会計処理をすることにより、中小企業の会計に関する情報の的確な把握及び中小企業の自社の経営状況の正確な説明を可能とし、もって中小企業の資金調達力の強化を支援するため、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に関する行うことを促進するのに適当な会計参与の自社の経営に関する金融機関その他の利害関係者に対する情報の開示を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援すること。	